

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときは、その翌日)

## 目次

- ◆訓令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◆告示 字の区域の変更等 (二件)
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 県営土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良法による換地計画の適否の決定 (二件)
- 基本測量の終了
- 土地収用法による土地の立入りの許可 (三件)
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (二件)
- 河川法の規定による二級河川の指定の一部改正

## 訓令

### 鳥取県訓令第一号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程(昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の1中 「○辞令書及び人事異動通知書(以下「辞令書等」)」

「}」○辞令書等の給を欄に記載する。」及び 「○辞令書等の所属部課所

に記載する。」を削り、同表の第一の4中「○辞令書等の所属部課所欄に

記載する。」及び「辞令書等の職欄に」を削り、同表の第一の6中「○辞

令書等のその他欄に記載する。」を削り、同表の第一の9中「○辞令書等

の種類欄に記載する。」を削り、同表の第一の10中「○辞令書等の所属部

課所欄に記載する。」を削り、同表の第一の12中「○辞令書等のその他欄

に記載する。」を削り、同表の第一の14及び15中「○辞令書等の種類欄に

記載する。」を削り、同表の第一の16を次のように改める。

16 休職（職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第 号）第2条又は地方公務員法第28条第2項に掲げる事由に該当するため、同法第27条第2項又は第28条第2項の規定により休職を命ずる場合）

地方公務員法第27条第2項（地方公務員法第28条第2項第…号）の規定により…年…月…日まで休職を命ずる

（職員の休職の事由を定める条例第2条第…号該当）

給与は職員の給与に関する条例第12条の2第…号の規定により支給する。

○職員の休職の事由を定める条例に規定する事由に該当する場合に限る。

○病気休職の場合に限る。

別表の第一の17及び18中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」を削ぎ、

同表の第一の19中「〇辞令書等の職欄に記載する。」及び「給与は職員の給与に関する条例第12条の3の規定により支給しない。」を削ぎ、同表の第一

の20中「〇辞令書等のその他欄に記載する。」を削ぎ、同表の第一の21中

「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削ぎ、同表の第一の22中「〇辞令書

のその他欄に記載する。」を削ぎ、同表の第一の23中「〇辞令書等の職欄

に記載する。」を削ぎ、同表の第一の24から26までの規定中「〇辞令書等

のその他欄に記載する。」を削ぎ、同表の第一の27中「〇辞令書等の種類

欄に記載する。」を削ぎ、同表の第一の28から32までの規定中「〇辞令書

等のその他欄に記載する。」を削ぎ、同表の第一の33から35までの規定中

「〇辞令書等の給料欄に記載する。」を削ぎ、同表の第二中「〇辞令書等

の種類欄に記載する。」を削ぎ、同表の第三中「〇辞令書等の給料欄に記載する。」

を削ぎ、同表の第四中「〇辞令書等の勤務条件

及び欄（採用前提の臨時任用職員の場合）を削ぎ、

同表の第五中「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削ぎ、

同表の第六中「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削ぎ、

同表の第七中「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削ぎ、

同表の第八中「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削ぎ、

同表の第九中「〇辞令書等の職欄に記載する。」を削ぎ、

第1号様式 (第2条関係)

辞 令 書

氏 名		職員コード	
異動種目		現 職	
異動内容			
年 月 日			
任命権者			
鳥取県知事 ○ ○ ○ ○			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第二号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第2条関係)」に改める。  
第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第4条関係)

人事異動通知書

氏 名		職員コード	
異動種目		現 職	
異動内容			
上記のとおり発令されたので通知する。			
年 月 日			
鳥取県総務部長			
履歴書		給与原簿	照合

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第4条関係)」に改める。

附 則  
この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による五本松地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（昭和五十五年十二月一日現在の地番による。）

大字河原字大谷

大字河原字大谷のうち一一〇の五、一一一〇の七、一一一〇の一、一一二四の二、一一一五、一一一六の一、一一七から一一三三まで、一一二四の三、一一二五の三、一一二六の一、一一二七、一一二八、一一二九の二八、一一三四の一、一一三五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字小畑字大谷の全域、大字蔵内字山大谷七一六の三、七二六の四、九二二の二二から九二二の二七まで、九二二の二九及びこれらと一体をなす国有地並びに七二六の二及び九二二の一と一体をなす国有地の一部、大字蔵内字大谷七二五の一四から七二五の一七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字蔵内字城谷九〇三の二、大字河原字坂の上二〇九八の二、一一〇一の二から一一〇一の四まで、一一〇二の五から一一〇二の七まで、一一〇三の三、一一〇四の三から一一〇四の五まで、一一〇四の七、一一〇四の

大字蔵内字山大  
谷

の九、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七、一五七二の一から一五七二の三まで、一五七三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字飯里字後谷東平二九九の二並びに大字殿字馬込六〇三の二四及び六〇三の二五

大字蔵内字山大谷のうち七二六の三、七二六の四、九二二の二二から九二二の二七まで、九二二の二九及びこれらと一体をなす国有地並びに七二六の二及び九二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字蔵内字大谷のうち七二五の一四から七二五の一七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字蔵内字城谷七〇九の一、七〇九の六から七〇九の八まで、七〇九の一〇、七二〇の一から七二〇の三まで、七二一の一、七二一の二、七二二の二から七二二の九まで、七二三の一から七二三の一〇まで、九〇二の二、九〇二の四、九〇三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字河原字大谷一一〇の五、一一一〇の七、一一一一の一、一一一四の二、一一一五、一一一六の一、一一一七から一一二三まで、一一二四の三、一一二五の三、一一二六の一、一一二七、一一二八、一一二九の二八、一一三四の一、一一三五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字河原字坂の上のうち二〇九八の二、一一〇一の二から一一〇一の四まで、一一〇二の五から一一〇二の七まで、一一〇三の三、一一〇四の三から一一〇四の五まで、一一〇四の七、一一〇四の九、一一〇五の一、一一〇五の二、

一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七、一五七一、一五七二の一から一五七二の三まで、一五七三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字飯里字後谷東平二九九の三及び二九九の四

大字蔵内字城谷のうち七〇九の一、七〇九の六から七〇九の八まで、七〇九の一〇、七一一〇の一から七一一〇の三まで、七一一の一、七一一の二、七一二の一から七一二の九まで、七二三の一から七二三の一〇まで、九〇二の二、九〇二の四、九〇三の一、九〇三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称	大字殿字馬込ミ、大字飯里字後谷東平、大字小畑字大谷、大字河原字坂の上及び大字蔵内字大谷
----------	---

鳥取県告示第三百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による五本松地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十五年十二月一日現在の地番による。）

大字殿字馬込ミ

大字殿字馬込ミの全域並びに大字小畑字大谷一〇九八の八五及び一〇九八の八七

大字飯里字後谷東平

大字飯里字後谷東平の全域並びに大字蔵内字山大谷九二二の三一及び九二二の三二

廃止する字の名称

大字小畑字大谷及び大字蔵内字山大谷

鳥取県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十六年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（会見地区は場整備）事業の変更計画を定め、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、西伯町役場、会見町役場及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る五本松地区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十四号

昭和五十六年三月十七日付けで溝口町から申請のあつた岩立地区の換地計画については、審査した結果適当と認め、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第三百二十五号

昭和五十六年三月十八日付けで鳥取市から申請のあつた倉田地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年四月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第三百二十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり、基本測量の実施を終わつた旨の

通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（精密変歪<sup>わい</sup>測量作業）
- 二 作業地域 倉吉市及び三朝町
- 三 終了年月日 昭和五十五年十一月十三日

## 鳥取県告示第三百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧送電線日野松江線新設工事  
立ち入ろうとする土地の区域
- 三 日野郡溝口町船越、福島、二部、畑池、福居及び焼杉並びに西伯郡西

伯町大字東上、大字上中谷、大字下中谷及び大字中地内  
四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

鳥取県告示第三百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線浜村支線増強工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

気高郡気高町大字勝見並びに鹿野町大字乙亥正及び大字岡木地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

鳥取県告示第三百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線佐治線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡佐治村大字刈地、大字大井、大字森坪、大字高山、大字福園、大字畑、大字善谷及び大字河本並びに用瀬町大字別府、大字古用瀬及び大字家奥地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十六年三月三十一日から昭和五十七年三月三十日まで

鳥取県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十六年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道



路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路の		路線名		変更前		変更後	
鳥取県		鳥取停車場線		鳥取市今町二丁目一五二番地先から同市末広温泉町一六一ノ三番地先まで		鳥取市東品治町一〇九番地先から同市末広温泉町一六一ノ三番地先まで	
敷地の幅員	メートル	敷地の幅員	メートル	敷地の幅員	メートル	敷地の幅員	メートル
二七・〇	一五一・〇	二二・〇	五二〇・三	一八・〇	五一二・〇	一八・〇	五一二・〇
二二・〇	五二〇・三	一八・〇	五一二・〇	一八・〇	五一二・〇	一八・〇	五一二・〇
二二・〇	五二〇・三	一八・〇	五一二・〇	一八・〇	五一二・〇	一八・〇	五一二・〇

鳥取県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八号第二項の規定に基づき、

次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和五十六年三月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道路の	路線名	区	間	供用開始の期間
鳥取県	鳥取停車場線	鳥取市東品治町一〇九番地先から同市末広温泉町一六一ノ三番地先まで	鳥取市吉方一五九ノ四番地先から同市東品治町一〇三番地先まで	昭和五十六年四月一日

鳥取県告示第三百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年二月二十七日 鳥取県指令受都計第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市数津字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市美萩野一丁目五五―三

西山 茂

鳥取県告示第三百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業第五・五・一号 湊山公園

三 事業施行期間

昭和五十一年七月二十日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

鳥取県告示第三百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第八・七・一号 久松公園

三 事業施行期間

昭和五十一年五月二十八日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市東町二丁目地内において事業地を変更する。  
使用の部分 なし

鳥取県告示第三百三十五号

昭和四十一年鳥取県告示第百二十七号(河川法の規定による二級河川の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第五号中 永江川の項の前に勝見川の項として次のように加える。

勝見川	左岸 気高郡鹿野町大字岡木字下荒堀二五二番地先 右岸 同町同大字同字二五三番地先	浜村川へ の合流点
-----	---	--------------

第十一号中 北条川の項を次のように改める。

北条川	左岸 倉吉市大字イザ原八七八番二七地先 右岸 同市不入岡字三度舞四七二番地先	由良川へ の合流点
-----	---	--------------

第十一号中 北面川の項の次に大倉川の項として次のように加える。

大倉川	左岸 倉吉市谷字寺井三九九番二地先 右岸 同市字同字四〇〇番七地先	円城寺川 への合流点
-----	--------------------------------------	---------------

第二十六号を第二十九号とし、第二十五号を第二十八号とし、第二十四号を第二十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六 宇田川水系

名称	上	区	間	下流端
	流	端		
大更川	左岸 西伯郡淀江町大字稻吉字大更八五五番五地先 右岸 同町同大字下大更八三四番地先			天井川への合流点

第二十三号を第二十五号とし、第二十二号中江東川放水路の項の次に江東川の項として次のように加え、同号を第二十四号とする。

名称	上	区	間	下流端
	流	端		
江東川	左岸 西伯郡大山町坊領字神森二一六番二地先 右岸 同町坊領字長田道三七番二地先			左岸 西伯郡大山町宮内字垣内二〇二番三地先 右岸 同町坊領字財の神四一二番地先

第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十七号、第十八号及び第十九号を削り、第十六号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 黒川水系

名称	上	区	間	下流端
	流	端		
梅田川	左岸 東伯郡赤碓町大字梅田字上乳母ヶ谷七九番地先 右岸 同町同大字同字八〇番地先			黒川への合流点

第十五号を第十九号とし、同号の前に次の三号を加える。

十六 本谷川水系

名称	上	区	間	下流端
	流	端		
本谷川	左岸 東伯郡赤碓町大字松谷字蛸の笠二二四番六地先 右岸 同町同大字字川向一二二番一地先			

十七 化粧川水系

名称	上	区	間	下流端
	流	端		

十八 月の輪川水系

化粧川	
左岸	東伯郡赤碕町大字赤碕字才ノ木八斗前六七九番一 地先
右岸	同町同大字同字六七八番一 地先

月の輪川	名称	区	間
	上流端	下流端	
左岸	東伯郡赤碕町大字八幡字北向田八一三番四地先		
右岸	同町大字赤碕字下鶴ヶ沢一〇二七番一 地先		

第十四号中 牛飼川の項の次に瀬戸川の頃として次のように加え、同号を第十五号とし、第十三号の二を第十四号とする。

瀬戸川	左岸 東伯郡東伯町大字八橋字南田井九七一 番三 地先	右岸 同町同大字桑ノ木谷八八三番五 地先	八橋川への合流点
-----	----------------------------------	-------------------------	----------

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、  
団体名  
及び代表者名)



鳥取県知事 平林 鴻三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】